

船橋市食品営業許可有効期間査定事務処理要領

(趣旨)

- 1 この要領は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第55条の規定による許可に関し、千葉県食品衛生法施行条例第3条に規定する施設基準に適合する施設の構造及び設備の材質特性及び構造特性等を科学的かつ客観的に査定し、法第55条第3項の規定による5年を下らない許可の有効期間の決定について定めるものとする。

(査定方法)

- 2 査定方法は、施設の構造及び設備等の材質特性及び構造特性等についての査定項目及び内容を定めた、別表1「食品営業許可有効期間決定の付加価値要素項目表」の査定項目及び内容に適合するか否かを査定するものとする。

(許可の有効期間)

- 3 許可の有効期間は、査定の結果得られた査定項目の適合数により、別表2「食品営業許可有効期間査定表」により決定するものとする。

(実地検査)

- 4 食品営業許可有効期間決定の査定については、施設基準との合致状況を確認するとともに、別紙食品営業許可有効期間査定マニュアルに基づき、「実地検査票」（様式第1号）により実地検査を行うものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、実地検査を行わないことができるものとする。

- (1) 有効期限の満了に伴い営業許可を継続する場合の査定で、法第30条に基づく監視又は指導等の際に査定してあり、査定項目に該当する構造等の変更について確認の必要がないとき。
- (2) 前項に定める場合の他、査定項目に該当する構造等の変更について確認の必要がないことが明らかなきとき。
- (3) 実地検査に使用した実地検査票は、新たに実地検査を行うまでの間は保存するものとする。ただし、実地検査及び実地検査結果の記録を電子記録により行う場合はこの限りでない。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年2月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

別表 1

食品営業許可有効期間決定の付加価値要素項目表

査定項目	内 容
建物	鉄骨又は鉄筋コンクリート、石材、ブロック、レンガ造り
天井・内壁	コンクリート、モルタル、タイル、ステンレス等耐蝕性金属材
天井の構造	パイプ等はすべて天井裏に収納され、天井面が平滑
床・腰張り	コンクリート、モルタル、タイル、ステンレス等耐蝕性金属材
内壁・床の構造	内壁と床の接合部分がR構造 腰壁がある場合には、接合上部が45度の取り付け構造
空調設備	機械室による室温管理
洗浄設備	コンクリート、タイル、陶器、ステンレス等耐蝕性金属材
保管設備	コンクリート、石材、ブロック、煉瓦、ステンレス等耐蝕性金属材
冷蔵・冷凍設備	コンクリート、タイル、ステンレス等耐蝕性金属材で機械式
製造・加工・調理・販売設備	コンクリート、タイル、ステンレス等耐蝕性金属材
給水	水道法又は船橋市小規模水道条例による水道水
便所	水洗式

別表 2

食品営業許可有効期間査定表

査定項目適合数	許可の有効期間
0 ～ 3 項目	5 年
4 ～ 6 項目	6 年
7 ～ 9 項目	7 年
10 ～ 12 項目	8 年

様式第 1 号

実 地 検 査 票

年 月 日

食品衛生監視員氏名

番号	業種	許可番号	屋号	氏名	許可期限
1					
2					
3					
4					
5					

項目	構造等	1	2	3	4	5
1 建物	①鉄筋コンクリート②鉄骨コンクリート③石材④ブロック⑤レンガ					
2 天井・内壁	①コンクリート②モルタル③タイル④ステンレス等耐蝕性金属材					
3 天井の構造	①パイプ等はすべて天井裏に収納②天井面が平滑					
4 床・腰張り	①コンクリート②モルタル③タイル④ステンレス等耐蝕性金属材					
5 内壁及び床の構造	①45度②R構造で内壁と腰壁の接合上部が45度③腰張角度45度					
6 空調設備	①機械による室温管理					
7 洗浄設備	①コンクリート②タイル③陶器④ステンレス等耐蝕性金属材					
8 保管設備	①コンクリート②石材③ブロック④レンガ⑤ステンレス等耐蝕性金属材					

9 冷蔵・ 冷凍設備	①コンクリート②タイル③ステンレス等耐蝕性金属材で機械式					
10 製造・ 加工・調 理・販売 設備	①コンクリート②タイル③ステンレス等耐蝕性金属材					
11 給水	①水道法による水道					
12 便所	①水洗式					
備考		項 目 数				
		年数				

5年（0～3項目） 6年（4～6項目） 7年（7～9項目） 8年（10～12項目）

食品営業許可有効期間査定マニュアル

このマニュアルは、食品営業許可有効期間査定事務処理要領に基づく実地検査等に当たり、食品衛生監視員が査定を行う際、査定項目の適否の判断に資するものである。

1 原則的事項

- (1) 査定の対象は、施設又は設備の主要部分の全部とし、付属又は付帯する部分について査定対象としないものとする。
- (2) 査定対象の全部が、査定内容の各材質又は各材質の組合せ（以下「適合材質」という。）であるときに、適とする。ただし、査定対象の施設又は設備の一部に適合材質以外の材質（以下「不適合材質」という。）を使用している部分があっても、次のときは適とすることができるものとする。
 - ① 構造上の理由等でやむを得ないと認められるとき
 - ② 耐久性及び堅牢性に支障がないと認められるとき
- (3) 査定は、許可を要する施設のすべてについて査定を行うものであるが、いわゆる固定店舗以外の施設の査定は施設基準等を勘案し、次のとおり査定するものとする。
 - ① 自動販売機は、販売設備及び給水の2項目について査定する。
 - ② 自動車による営業は、空調設備、洗浄設備、保管設備、冷蔵・冷凍設備、製造・加工・調理・販売設備及び給水の6項目について査定する。
 - ③ 簡易な飲食店営業等は、洗浄設備、保管設備、冷蔵・冷凍設備、製造・加工・調理・販売設備及び給水の5項目を査定する。
- (4) ひとつの設備が複数の機能を持つ場合は、一つの項目についてのみ査定するものとする。
- (5) 消防法の規定により不適合材質又は構造にしたものについては、その部分は査定しないものとする。

2 定義

- (1) 主要部分とは、食品等の製造、加工、調理又は販売等に当たっては必要

不可欠な施設又は設備のことをいう。

(2) 補助（予備）的なものとは、主要部分では間に合わずに補助（予備）的に使用されるものをいう。

(3) タイルとは、陶磁器タイルのことをいい、プラスチックタイル（塩化ビニール又はリノリウムタイル等）を含まないものであること。

(4) モルタルとは、セメントと砂を水で練ったものをいう。

(5) ステンレス等とは、ステンレスの他、ホーロー、アルミニウム及び鉄板に耐蝕性加工を施したものをいう。

3 各論

(1) 建物（材質特性）

① 建物の基本構造を査定する。

または、適合材質で施工されているときは、外側が不適合材質で装飾目的などで表面が施工されていても、適とする。

② 営業施設が集合住宅又は雑居ビルなどの中にある場合は、その住宅又はビルを査定とする。

(2) 天井及び内壁（材質特性）

① 天井又は内壁のどちらか一方が不適合材質のときは、否とする。

② 適合材質で施工（表面施工を含む。）され、その表面が食品衛生上好ましいと判断できる材質（耐水性塗料等）で加工又は施工（以下「加工等」という。）がされているときも適とし、装飾目的で加工がされているときは、否とする。

(3) 天井の構造（構造特性）

① 天井面の平滑については、照明器具、空調設備及びレンジフード等が天井と一体化しているときは、適とする。

② パイプ等とは、水道管、ガス管、各種配線、排（給）気管（ダクト）等のことをいう。

(4) 床及び腰張り（材質特性）

① 腰張りがないうときは、床面から1メートル程度の内壁で査定する。

② 床及び腰張りのどちらか一方が不適合材質のときは、否とする。

③ 適合材質で施工（耐水性塗料等）で加工等されているときも適とし、装

飾目的で加工等がされているときは、否とする。

(5) 内壁及び床の構造（構造特性）

- ① 内壁と床の接合部のR構造は、目視で内側に丸みが認められれば、適とする。
- ② 腰張りが無い場合は、R構造のみを査定する。
- ③ 取付角度については、概ね45度以下と認められれば、適とする。

(6) 空調設備（構造特性）

- ① 機械式同時給排気設備とエアコンの組合せは、適とする。
- ② 機械式で吸気及び排気専用の各設備とエアコンの組合せは、適とする。
ただし、給排気設備の設置位置によって（換気扇の設置位置が適当でないために給排気が不十分と認められるもの）は、否とする。
- ③ エアコンが客席等のみに設置されているときは、否とする。

(7) 洗浄設備（材質特性）

- ① 基本的には、洗浄機能を有する部分を査定する。
なお、支え部分（脚部又は戸棚等）が木製の場合は、表面を適合材質又は食品衛生上好ましいと判断できる材質（耐水性塗料等）で加工等がされているときに、適とする。
- ② 複数の洗浄設備（補助的なものを除く。）があるときは、不適合材質のものが一つでもあれば、否とする。

(8) 保管設備（材質特性）

- ① 保管設備とは、原材料、食品、添加物、器具及び容器包装を保管する設備をいい、建物は含まない。
- ② 複数の設備（補助的なものを除く。）があるときは、不適合材質のものが一つでもあれば、否とする。
- ③ 冷蔵・冷凍機能を有するもの及び製造・加工・調理・販売設備は含まない。

(9) 冷蔵又は冷凍設備（材質特性）

- ① 複数の設備（補助的なものを除く。）があるときは、不適合材質のものが一つでもあれば、否とする。
- ② 営業上使用する家庭冷蔵（冷凍）庫は、適とする。

③ 木製又は氷式は、否とする。

④ ガラス張りの冷蔵・冷凍設備（オープンケース等）で販売設備と兼ねるものは、冷蔵・冷凍設備として査定し、適とする。

(10) 製造、加工、調理、販売設備（材質特性）

① 一つの営業で製造、加工及び調理を行っているときは、その各々の主要部分を査定する。

② 販売設備とは、施設内に販売の用に供する目的で設置された設備をいい、複数の設備があるときは、不適合材質のものが一つでもあれば、否とする。

③ 製造、加工、調理、販売設備には、トースター、まな板、鍋、釜等の容易に動かせる機械・器具類は含まないものとする。

(11) 給水

① 水道水以外の自己水源（井戸水等）と共用しているときは、否とする。ただし、食品用以外の用途（清掃、散水、洗車等）のみに使用されていることが明らかなきとき又は通常は使用ができないような措置がされているときは、適とする。

② 水道法及び条例による水道水には、タンクに汲み置いた水道水は含まないものとする。

(12) 便所

① 従事者専用の便所を査定する。

② 水洗式には本下水及び浄化槽を含み、簡易水洗（くみ取り式で少量の水又は泡で洗浄するもの）は含まないものとする。

③ 施設に付帯した便所又は便器が複数ある場合で、従事者専用であることが不明確なきときは、査定しない。